

福祉団体等活動費配分推薦要綱 (東京都共同募金会江東区協力会)

この要綱は、赤い羽根共同募金（施設・団体助成募金）を財源とし、募金者の主旨に沿った事業を東京都共同募金会に推薦するため、必要な事項を定める。

(目的)

第1条 この要綱は、区民が自主的に地域福祉向上・充実を図ることを目的に結成した団体等の地域福祉活動に対し、その事業活動への配分を行うことにより、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(対象団体等)

第2条 配分の対象団体は、江東区内に所在し、次に掲げる条件をすべて満たす福祉団体等（以下「団体等」という。）とする。

- (1) 地域福祉の推進を目的とする団体等
- (2) 構成員10名以上からなる団体等であり、会費を徴収し、会則、規約等を有し、毎年予算書・決算書を作成していること
- (3) 地域福祉の向上に寄与する活動を、1年以上継続して行っていること
- (4) 営利又は特定の政治・宗教に関する活動を目的としない団体等
- (5) ただし、江東区配分推薦委員会委員長が特に必要と認める場合は、この限りではない

(対象事業)

第3条 配分の対象となる事業は、団体等が主体となって、広く区民に呼びかけて行う地域福祉に関する事業又は調査研究事業とする。但し、団体等の会員及び関係者のみを対象とした事業、又はチャリティーを主目的とした事業は対象としない。

(配分額)

第4条 配分は地域配分予定額の範囲内で行い、配分額は次の基準によるものとする。

- (1) 調査・研究活動・講座・講演会等の開催に係る経費は30万円以内
- (2) スポーツ活動・福祉まつり等のイベント開催に係る経費は30万円以内
- (3) いずれも配分金補助率は総事業費の75%以内とする

(交付申請)

第5条 配分金の交付を受けようとする団体等は、申請書に次の関係書類を添えて、東京都共同募金会江東区協力会事務局（以下「事務局」という。）に申請しなければならない。

- (1) 会則、規約又はそれに準じるもの
- (2) 会員名簿
- (3) 事業計画書

(対象事業の推薦)

- 第6条 東京都共同募金会江東区配分推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）は、公募により申請を受け付けたものを、適正に調整し、順位を付して東京都共同募金会に推薦する。
- 2 推薦委員会に関する要綱は、別に定める。

(決定)

- 第7条 配分の決定は、東京都共同募金会の理事会・評議員会において、配分の可否及び配分額を決定する。

(決定の通知)

- 第8条 配分が決定されたときは、「地域配分（B配分）」決定通知書を申請者に通知する。

(報告書の提出)

- 第9条 配分金の交付を受けた団体等は、その対象事業が完了したとき、又は配分金の交付の決定に係わる年度が終了したときは、30日以内（年度末に完了する事業については、指定期限まで）に「地域配分（B配分）」使途報告書に領収書等を添えて、事務局に提出しなければならない。
- 2 事務局は、前項の実績報告を受けたときは、実績報告書を審査し、配分事業等の成果が配分金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかを調査する。

(交付決定の取消)

- 第10条 推薦委員会委員長は交付決定を受けた団体が、次の各号の一に該当したときは、交付決定を取消し、配分金を返還させる。
- (1) 年度末においても対象事業が未執行のとき。
 - (2) 配分金を目的外の他の用途に使用したとき。
 - (3) 虚偽の申請があったとき。

(委任)

- 第11条 この要綱に定めのない事項については、推薦委員会委員長が別に定めるものとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成21年9月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。